

令和 年度介護保険実地指導自主点検表

介護療養型医療施設

調書作成日 令和 年 月 日()

事業者番号	
事業所名	
施設類型	<input type="checkbox"/> 療養病床を有する病院 <input type="checkbox"/> 療養病床を有する診療所 <input type="checkbox"/> 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
所在地	
記入担当者職・氏名	

介護保険実地指導自主点検表の作成について

<p>1 趣旨 利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が必要です。そこで盛岡市では、介護保険サービス提供事業者ごとに、法令、関係通知を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、盛岡市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。</p> <p>2 実施方法 (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所の実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、盛岡市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。 (2) 複数の職員で検討の上点検してください。 (3) 「適・不適・非該当」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。なお、不適・非該当に記載した場合は、備考欄にコメント又は不適に○をした理由を簡潔に記載してください。</p>

盛岡市保健福祉部地域福祉課

(注)本文中の標記については、次のとおりとします。

- 法 → 介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
- 施行規則 → 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
- 平11厚令41 → 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)
- 基準条例第68号 → 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例
- 平12厚告21 → 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第21号)
- 平12厚告27 → 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
- 平12厚告29 → 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
- 平12厚告30 → 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年2月10日厚生省告示第30号)
- 平12厚告31 → 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等(平成12年2月10日厚生省告示第31号)

- 平12老企40 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日付け老企第40号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

- 平12老企45 → 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の事業の人員,設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日付け老企第45号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 平17厚劳告419 → 居住,滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)
- 平12厚告124 → 厚生労働大臣が定める療法等(平成12年3月30日厚生労働省告示第124号)
- 平18厚劳告107 → 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成18年3月13日厚生労働省告示第107号)
- 平12老企54 → 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付け老企第54号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 平18厚劳告268 → 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)
- 平12老企58 → 特定診療費の算定に関する留意事項について(平成12年3月31日付け老企第58号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 平24厚告94 → 厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成24年3月13日厚生労働省告示第94号)
- 平24厚告96 → 厚生労働大臣が定める基準(平成24年3月13日厚生労働省告示第96号)
- 平24厚告97 → 厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年3月13日厚生労働省告示第97号)

第1 基本方針								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
基本方針	(1) 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第109条第1項 平11厚令41 第1条の2第1項	第2条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・重要事項説明書 ・パンフレット等 	
	(2) 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第1条の2第2項	第2条第2項		
	(3) 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第1条の2第3項	第2条第3項		

第2 人員に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 療養病床を有する病院であるもの								
(1) 医師、薬剤師及び栄養士	それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上となっているか。 ※医療法の規定 医師:入院患者 = 1以上:48	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第1項	第3条第1項	・勤務表 ・職員名簿 ・職員履歴書 ・資格証 ・患者数が分かる書類等	
(2) 看護職員	看護職員は、常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12年老企45第3の1の(2)の③			
(3) 介護職員	(1) 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 (2) 介護職員の数を算出するに当たっては、看護師、准看護師を介護職員とみなして差し支えないが、この場合の看護師、准看護師については、人員の算出上、看護職員として数えていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(4) 理学療法士及び作業療法士	当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12年老企45第3の1の(4)			
(5) 介護支援専門員	(1) 1以上となっているか。 療養病床に係る病棟における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者となっているか。 ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務をしていないか。 ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
2 療養病床を有する診療所であるもの								
(1) 医師、薬剤師及び栄養士	常勤換算方法で、1以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第2項	第3条第2項	・勤務表 ・職員名簿 ・職員履歴書 ・資格証 ・患者数が分かる書類等	
(2) 看護職員	看護職員は、常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12年老企45第3の1の(2)の③			
(3) 介護職員	(1) 介護職員は、常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 (2) 介護職員の数を算出するに当たっては、看護師、准看護師を介護職員とみなして差し支えないが、この場合の看護師、准看護師については、人員の算出上、看護職員として数えていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(4) 介護支援専門員	1以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

第2 人員に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
3 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるもの								
(1) 医師、薬剤師及び栄養士	(1) それぞれ医療法上必要とされる数以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第3項	第3条第3項	・勤務表・職員名簿・職員履歴書・資格証・患者数が分かる書類等	
	(2) 医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第9項	第3条第9項		
(2) 看護職員	老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員ア及びイに定める数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第3項	第3条第3項		
	ア 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2の規定の適用を受ける病院常勤換算方法で、1人に、当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が3人を超えて3人又は3人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ アの規定の適用外常勤換算方法で、1人に、当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が4人を超えて4人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3) 介護職員	常勤換算方法で、1人に、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6人を超えて6人又は6人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第3項	第3条第3項		
(4) 作業療法士	(1) 老人性認知症疾患療養病棟ごとに1以上の作業療法士を配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第3項	第3条第3項		
	(2) 作業療法士は、専らその職務に従事する常勤の者となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第10項	第3条第10項		
(5) 精神保健福祉士	(1) 老人性認知症疾患療養病棟ごとに1以上の精神保健福祉士又はこれに準ずる者を配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第3項	第3条第3項		
	(2) 作業療法士は、専らその職務に従事する常勤の者となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第10項	第3条第10項		
(6) 介護支援専門員	(1) 介護支援専門員 1人以上 ※1人に、老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数を標準とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第2条第3項第6号			
	(2) 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者となっているか。 ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12年老企45第3の1の(4)			
	(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務をしていないか。 ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

第3 設備に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 療養病床を有する病院であるもの								
(1) 有すべき施設	食堂及び浴室を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第3条第1項	第4条第1項	・平面図 ・運営規程	
(2) 構造設備の基準								
① 病室	(1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第3条第2項	第4条第2項	・平面図 ・運営規程	
	(2) 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4㎡以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
② 廊下	患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8m以上となっているか。 ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7m以上となっているか。 (経過措置) 病床転換による療養病床に係る病室に隣接する廊下については、「1.8m」とあるのは「1.2m」と、「2.7m」とあるのは「1.6m」とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41附則第10条	附則第5条		
③ 機能訓練室	内法による測定で40㎡以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
④ 談話室	療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑤ 食堂	内法による測定で、療養病床に係る病床における患者1人につき1㎡以上の広さを有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑥ 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3) 非常災害設備	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第3条第3項	第4条第3項		
2 療養病床を有する診療所であるもの								
(1) 有すべき施設	食堂及び浴室を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第4条第1項	第5条第1項	・平面図 ・運営規程	
(2) 構造設備の基準								
① 病室	(1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第4条第2項	第5条第2項	・平面図 ・運営規程	
	(2) 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4㎡以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
② 廊下	患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8m以上となっているか。 ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7m以上となっているか。 (経過措置) 病床転換による療養病床を有する診療所にあつては、「1.8m」とあるのは「1.2m」と、「2.7m」とあるのは「1.6m」とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41附則第15条	附則第6条		
③ 機能訓練室	機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
④ 談話室	療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑤ 食堂	内法による測定で、療養病床に係る病床における患者1人につき1㎡以上の広さを有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑥ 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3) 非常災害設備	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第4条第3項	第5条第3項		

第3 設備に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
3 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるもの								
(1) 有すべき施設	生活機能回復訓練室, デイルーム, 面会室, 食堂及び浴室を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第5条第1項	第6条第1項	・平面図 ・運営規程	
(2) 構造設備の基準								
① 病室	(1) 一の病室の病床数は, 4床以下となっているか。 (経過措置) 病床を転換して設けられた病室については, 「4床」とあるのは「6床」とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第5条第2項 平11厚令41附則第16条	第6条第2項 附則第7条		
	(2) 病室の床面積は, 入院患者1人につき6.4㎡以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積は, 入院患者1人につき18㎡以上となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
② 廊下	患者が使用する廊下であって, 老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は, 内法による測定で, 1.8m以上となっているか。 ただし, 両側に居室がある廊下の幅は, 内法による測定で, 2.7m以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下にあつては, 2.1m以上)となっているか。 (経過措置) 病床転換による老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については, 「1.8」とあるのは「1.2」と, 「2.7」とあるのは「1.6」とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第5条第2項 平11厚令41附則第17条	第6条第2項 附則第8条		
③ 生活機能回復訓練室	60㎡以上の床面積を有し, 専用の器械及び器具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
④ デイルーム及び面会室	デイルーム及び面会室の面積の合計は, 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2㎡以上の面積を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑤ 食堂	老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1㎡以上の広さを有しているか。 ただし, 上記④のデイルームを食堂として使用できるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑥ 浴室	入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3) 非常災害設備	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第5条第3項	第6条第3項		

第4 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 内容及び 手続の説明 及び同意	(1) 患者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、当該提供サービスの提供の開始について患者から同意を得ているか。 (電磁的方法により提供することができる)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第110条第2項 平11厚令41 第6条	第7条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・入院申込書	
	① 運営規程の概要 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 入院患者の定員 エ 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 オ 施設利用に当たっての留意事項 カ 非常災害対策 キ その他施設の運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	② 従業者の勤務の体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	③ 事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	④ 苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(2) 上記(1)の文書は、わかりやすいものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企45 第4の1			
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んでいないか。 ※特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するもの。 ※「正当な理由」とは ・入院治療の必要のない場合 ・その他入院患者に対し自ら適切な介護療養施設サービスを提供することが困難な場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第6条の2	第8条	・入院申込受付簿等	
3 サービス提供困難時の対応	患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第6 条の3	第9条	・診療情報提供書 ・紹介の記録等	
4 受給資格等の確認	(1) 指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、被保険者証によって、保険者資格、要介護認定の状況等を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第7 条	第10条	・入院患者に関する記録 ・施設サービス計画書	
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、それに配慮したサービスを提供するように努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第8 条	第11条	・入院患者に関する記録	
	(2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
6 入退院	(1) 長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第9 条	第12条	・入院患者に関する記録、(診療情報提供書)	
	(2) 入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・入院患者に関する記録	
	※なお、こうした優先的な入院の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) 患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・入院患者に関する記録 ・照会の記録	
	(4) 医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(5) 患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・入院患者に関する記録 ・指導・情報提供の記録		

第4 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
7 サービス 提供の記録	(1) 入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第10条	第13条	・入院患者に関する記録	
	(2) 指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
8 利用料 等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した場合、入院患者から利用料として1割又は2割相当額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第12条	第14条	・施設サービス計画書 ・領収証控 ・運営規程	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した場合、入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じてはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 上記(1)、(2)のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企54第4の8の(3)			
	ア 食事の提供に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」 (H12.3.30 厚生省告示第123号) 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (H12.3.30 老企第54号) 「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(H17.9.7厚生労働省告示第419号)			
	イ 居住に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ウ 入院患者が選定する特別な病室の提供を行なったことに伴い必要となる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	エ 入院患者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用 (厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(H12.3.30 厚生省告示第123号))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	オ 理美容代	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	カ ア～オのほか日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入院患者に負担させることが適当と認められるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	キ 力の費用の具体的な範囲については、別に通知された平成12年3月30日老企第54号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
ク ア～エに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。 (「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(H17.9.7厚生労働省告示第419号))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(4) 上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入院患者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・重要事項説明書		
(5) 利用者から利用料の支払を受けた際、領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・領収書控		
(6) 上記(5)の領収証には、基準により算定した費用の額、現に要した費用の額、標準負担額及びその他の費用の額の区分を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
9 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第13条	第15条	・サービス提供証明書控(介護給付費明細書代用可)	

第4 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
10 指定介護療養施設サービスの取扱方針	(1) 施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養が妥当適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第14条	第16条	・施設サービス計画書 ・療養日誌 ・介護記録等	
	(2) 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 指定介護療養サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行ってはいないか。 【身体拘束禁止の対象となる具体的行為】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平13老発155(身体拘束ゼロへの手引き)		・身体拘束に関する記録 ・診療録 ・介護、看護記録等	
	① 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 車いすや車いすから落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(5) 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45第4の10の(1)	・診療録 ・身体拘束に関する記録 ・介護、看護記録等			
(6) (4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(7) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第14条	・委員会議事録 ・指針 ・研修の記録			
① 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 身体的拘束等適正化のための指針を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策 <input type="checkbox"/> 拘束等発生時の対応に関する基本指針 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 <input type="checkbox"/> その他拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施しているか。 また、研修の内容について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・評価の記録				
(8) 自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

第4 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
11 施設サービス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第15条第1項	第17条	・運営規程 ・職務分担表	
	(2) 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入院患者に強制することとならないように留意しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45第4の11		施設サービス計画書	
	(3) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(計画担当介護支援専門員)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第15条第2項			
	(4) 施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入院患者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入院患者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等を含めて施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45第4の11の(2)			
	(5) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第15条第3項		・入院患者に関する記録 ・入院患者の能力等を評価した記録	
	(6) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入院患者の課題分析を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45第4の11の(3)		・課題分析の記録	
	(7) 計画担当介護支援専門員は、(5)に規定する解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、入院患者及びその家族に面接(テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含む)を行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第15条第4項 平12老企45第4の11の(4)		・面接の記録	
	(8) 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第15条第5項		・施設サービス計画の原案	
	(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入院患者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分認識し、施設サービス計画原案を作成しているか。また、当該施設サービス計画原案には、入院患者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス(医療、リハビリテーション、看護、介護、食事等)に係る目標を具体的に設定し記載しているか。指定介護療養施設サービスの内容には、当該介護療養型医療施設の行事及び日課を含んでいるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45第4の11の(5)		・施設サービス計画の原案	
	(10) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者を招集して行う会議の開催、担当者に対する照会等)により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41第15条第6項		・サービス担当者会議の記録	
	(11) 計画担当介護支援専門員は、効率的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45第4の11の(6)			

第4 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
11 施設サービス計画の作成	(12) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得ているか。なお、施設サービス計画は、入院患者の希望を尊重して作成しているか。 また、施設サービス計画の原案について、入院患者に対して説明し、同意を得る(通信機器等の活用により行われるものを含む)ことを義務づけているが、必要に応じて入院患者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第15条第7項 平12老企45 第4の11の(7)	第17条第7項	・施設サービス計画の原案	
	(13) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しているか。 交付した施設サービス計画の写しは、第40条(2)の規定に基づき、2年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第15条第8項 平12老企45 第4の11の(8)	第17条第8項	・施設サービス計画書	
	(14) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入院患者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第15条第9項	第17条第9項		
	(15) 計画担当介護支援専門員は、(14)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われているか。 ※特段の事情とは、入院患者の事情により、入院患者に面接することができない場合を主として指すものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第15条第10項	第17条第10項	・面接、モニタリングの結果の記録	
	① 定期的に入院患者に面接すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 定期的モニタリングの結果を記録すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(16) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ①入院患者が法第28条第2項に規定する要介護認定を受けた場合 ②入院患者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第15条第11項	第17条第11項	・サービス担当者会議の記録等		
12 診療の方針	(1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第16条第1号	第18条(1)	・入院患者に関する記録 ・診療録	
	(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげることができるように適切な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第16条第2号	第18条(2)		
	(3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者 又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第16条第3号	第18条(3)		
	(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第16条第4号	第18条(4)		
	(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めたもの以外に行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第16条第5号	第18条(5)		
	(6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはいないか。 ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第16条第6号	第18条(6)		
	(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第16条第7号	第18条(7)		

第4 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
13 機能訓練	(1) 入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第17条	第19条	・訓練計画 ・訓練日誌	
	(2) 入院患者の心身の状況や家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じた提供がなされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45 第4の13			
14 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第18条	第20条	・施設サービス計画書 ・入院患者に関する記録	
	(2) 1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清拭しているか。 また、その実施に当たっては、入院患者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により行われているか。 なお、入院患者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清拭を実施するなど入院患者の清潔保持に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第18条 平12老企45 第4の14の(1)		・入浴記録 ・検温記録 ・健康チェック	
	(3) 入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・入院患者に関する記録 ・排泄の記録	
	(4) おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行い、発生を予防するための体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・看護・介護記録等	
	(6) 上記(1)から(5)に定めるほか、入院患者に対して、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(7) 入院患者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
15 食事の提供	(1) 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第19条第1項	第21条第1項	・献立表 ・残食記録 ・検食簿 ・栄養指導の記録	
	(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45 第4の15の(3)			
	(3) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降が望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45 第4の15の(4)		・運営規程等	
	(4) 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるように努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第19条第2項	第21条第2項		
16 その他のサービスの提供	(1) 適宜、入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第20条	第22条	・行事の記録	
	(2) 常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・入院患者に関する書類、面会の記録等	
17 患者に関する市町村への通知	指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ア 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。 イ 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ウ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第21条	第23条	・市町村への通知に係る記録	
18 管理者による管理	(1) 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、当該施設所在地の都道府県知事等の医療法第12条第2項に基づく許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者となっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第22条	第24条	・組織図 ・運営規程 ・重要事項説明書	
	(2) 管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理してはならないか。 ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

第4 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
19 管理者の責務	(1) 管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第23条	第25条	・組織図 ・運営規程 ・重要事項説明書	
	(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
20 計画担当介護支援専門員の責務	計画担当介護支援専門員は、「11 施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第23条の2	第26条	・苦情内容記録 ・事故内容の記録の管理	
	① 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況を把握すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 苦情の内容等を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
21 運営規程	次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第24条	第27条	・運営規程	
	ア 事業の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 従業者の職種、員数及び職務の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ウ 入院患者の定員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	エ 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	オ 施設利用に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	カ 非常災害対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	キ その他施設の運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
22 勤務体制の確保等	(1) 入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第25条第1項	第28条第1項	・就業規則 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・雇用契約書 ・勤務表	
	(2) 勤務表については、次のとおりとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ア 原則として月ごと病棟ごとの勤務表を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 次の項目を明らかにしているか。 ① 従業者の日々の勤務時間 ② 常勤・非常勤の別 ③ 看護職員及び介護職員等の配置、管理者との兼務関係等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しているか。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。(調理、洗濯等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第25条第2項 平12老企45 第4の21の(2)	第28条第2項	・勤務表 ・委託契約書	
(4) 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第25条第3項	第28条第3項	・研修受講等の記録		
23 定員の遵守	指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させていないか。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第26条	第29条	・運営規程 ・入院患者名簿	
24 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的な計画を立ておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ※「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第27条 老企45第4の22 の(3)	第30条	・消防計画 ・訓練記録	
	(2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者が行っているか。また、防火管理者を置くことが義務づけられていない施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

第4 運営に関する基準									
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)	
25 衛生管理等	(1) 入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第28条第1項	第31条第1項	・院内感染防止対策委員会記録 ・医薬品等の管理簿 ・感染症防止マニュアル ・衛生管理マニュアル等		
	(2) 当該施設において感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第28条第2項	第31条第2項			
	① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	③ 施設において、介護職員所他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	④ ①～③のほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
26 協力歯科医療機関	あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第28条の2	第32条			
27 掲示	指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制、利用料等の重要事項を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第29条	第33条			
28 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第30条	第34条	・雇用時の取り決め等の記録 ・同意に関する記録		
	(2) 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(3) 居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第31条	第35条			
	(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を收受してはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
30 苦情処理	(1) 提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家屋からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 必要な措置とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入院患者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、施設に掲示すること等しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令41 第32条第1項 平12老企45 第4の26の(1)	第36条第1項	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録		
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第32条第2項	第36条第2項			
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45 第4の26の(2)				
	(4) 苦情等に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第32条第3項	第36条第3項			・指導等に関する記録
	(5) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第32条第4項	第36条第4項			
	(6) 入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第32条第5項	第36条第5項			
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第32条第6項	第36条第6項			

第4 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
31 地域との連携等	(1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第33条	第37条		
	(2) 運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
32 事故発生時の対応	(1) 事故発生又はその再発防止のために次の措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第34条	第38条	・事故対応マニュアル ・事故記録	
	① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行なっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) (2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
33 会計の区分	指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第35条	第39条	・会計関係書類	
34 記録の整備	(1) 従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令41 第36条	第40条	・職員名簿 ・履歴書 ・設備備品台帳 ・会計関係書類 ・施設サービス計画書 ・看護、介護記録 ・市町村への通知に係る記録	
	(2) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企45 第4の30			
	① 施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 提供した具体的なサービスの内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	※ただし、診療録については、医師法第24条第2項の規定により、5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

第5 指定の変更							
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
指定の変更	(1) 入院患者定員の増加の申請 入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる申請書又は書類を、管轄する市町村長に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第108条第1項, 施行規則第139条	変更申請書類(写)	
	ア 施設の名称及び開設場所						
	イ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所(当該申請に係る指定介護療養型医療施設が法人以外の者の開設するものであるときは、開設者の氏名及び住所)						
	ウ 施設の使用許可証(当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)の写し						
	エ 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)並びに設備の概要						
	オ 当該申請に係る指定介護療養型医療施設基準第2条第1項から第3項までの規定のいずれかの適用を受けるものかの別						
	カ 入院患者の推定数(当該申請に係る事業を行おうとする部分に係るものに限る。)						
	キ 入院患者の定員(当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)						
ク 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態							
	(2) 開設者の住所等の変更届等開設者の住所その他、次の事項に変更があったときは、10日以内に管轄する市町村長に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第111条施行規則第140条	・変更届出書類	
	ア 施設の名称及び開設場所						
	イ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所						
	ウ 開設者の定款, 寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等						
	エ 当該申請に係る施設が指定介護療養型医療施設の人員, 設備及び運営に関する基準第2条第1項から第3項までの規定のいずれの適用を受けるものかの別						
	オ 併設する施設がある場合にあつては, 当該併設する施設の概要						
	カ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するもの)並びに施設及び構造設備の概要						
	キ 施設の管理者の氏名及び住所						
ク 運営規程							